

低所得世帯の冬の生活応援助成金事業について

1 事業概要

冬期における暖房費用による経済的負担の軽減を図るため、低所得世帯等に対し灯油等購入費の一部を助成するもの。物価高騰対策として、当該年度に限り、1世帯あたり5,000円を追加で支給する事業を実施する。

締切日である令和8年3月10日（火）まで申請した世帯に対して「支給のお知らせ」後、追加支援支給額を一斉に振り込む。世帯主死亡の場合は、世帯員口座情報提出を求め、確認後に支給する。

2 対象世帯

令和7年10月1日（基準日）現在、本市の住民基本台帳に記載されている世帯で、世帯全員の令和7年度住民税が非課税であり、基準日時点で次のいずれかに該当する世帯。ただし、世帯全員が社会福祉施設等に入所等（入院を含む）をしている世帯及び生活保護受給世帯は除く。

（1）高齢者世帯（65歳以上の方のみの世帯）

（2）障がい者世帯

下記アからウまでのいずれかの手帳所持者がいる世帯

ア 身体障害者手帳1級又は2級

イ 精神障害者保健福祉手帳1級

ウ 療育手帳A（重度）

（3）ひとり親世帯

児童扶養手当を受けている方、又はひとり親家庭等医療証の交付を受けている方がいる世帯

（4）避難者世帯

東日本大震災に伴う避難世帯として10月1日現在本市に登録している世帯（本市の住民基本台帳に登録されていない世帯を含む）

3 対象世帯数（見込み） 4,400世帯

【内訳】	（1）高齢者世帯	4,070世帯
	（2）障がい者世帯	150世帯
	（3）ひとり親世帯	175世帯
	（4）避難者世帯	5世帯

4 支給額

当初支給額5,000円/世帯+追加支援支給額5,000円/世帯=合計支給額10,000円/世帯

5 周知

（1）令和8年3月1日号広報よねざわ（追加支援支給の概要、合計支給額、対象世帯、申請締切日等記載）

（2）令和8年3月10日（火）まで申請した世帯に対して「支給のお知らせ」を送付